

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出）</p> <p>第九条の二 法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十条の七第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十七条の五第二項（法第十七条の六第二項及び第十七条の七第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書）</p> <p>第九条の三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項又は第十七条の七第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第十一条 法第十一条（法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、</p>	<p>（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出）</p> <p>第九条の二 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十条の六第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてなければならない。</p> <p>2 法第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書）</p> <p>第九条の三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>（氏名の変更等の届出）</p> <p>第十一条 法第十一条（法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、</p>

法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(揮発性有機化合物の排出基準)

第十五条の二 法第十七条の四の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類のごとと同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量(炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの)であることとする。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一・二(略)

法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(揮発性有機化合物の排出基準)

第十五条の二 法第十七条の三の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類のごとと同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量(炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの)であることとする。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十五条の三 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一・二(略)

別表第三（第五条関係）

(略)	備考
<p>1 この表の第四欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、一及び五の項に掲げるものにあつては規格Z八八〇八に定める方法により採取し、規格K〇〇八三に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、二の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇六に定める方法により測定される量として、三の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇七に定める方法により測定される量として、四の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇五に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の三の項の第四欄に掲げる塩化水素の量（令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表の第四欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、一及び五の項に掲げるものにあつては規格Z八八〇八に定める方法により採取し、規格K〇〇八三に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、二の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇六に定める方法により測定される量として、三の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇七に定める方法により測定される量として、四の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇五に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の三の項の第四欄に掲げる塩化水素の量（令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p>

別表第三（第五条関係）

(略)	備考
<p>1 この表の第四欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、一及び五の項に掲げるものにあつては規格Z八八〇八に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、二の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇六に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法により測定される量として、三の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇七に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、四の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇五に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の三の項の第四欄に掲げる塩化水素の量（令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表の第四欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、一及び五の項に掲げるものにあつては規格Z八八〇八に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、二の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇六に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法により測定される量として、三の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇七に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、四の項に掲げるものにあつては規格K〇一〇五に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。</p> <p>2 この表の三の項の第四欄に掲げる塩化水素の量（令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。</p>

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)
- O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)
- C_s 規格K〇一〇七に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位ミリグラム)

3・4 (略)

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事

市 長殿

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)
- O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)
- C_s 規格K〇一〇七に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位ミリグラム)

3・4 (略)

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事

市 長殿

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては

その代表者の氏名 印

大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

別紙1・2 (略)

様式第2の3

受 理 書

第 年 月 日

殿

都道府県知事 印
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)
(略)	(略)

(略)

その代表者の氏名 印

大気汚染防止法第17条の4第1項(第17条の5第1項、第17条の6第1項)の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

(略)

別紙1・2 (略)

様式第2の3

受 理 書

第 年 月 日

殿

都道府県知事 印
市 長

年 月 日 次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第17条の4第1項(第17条の5第1項、第17条の6第1項)
(略)	(略)

(略)

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事

市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第 5

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事

様式第 4

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事

市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては

その代表者の氏名 印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第 5

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事

<p>市 長殿</p> <p>届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（<u>第17条の13第2項及び第18条の13第2項</u>）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>様式第6</p> <p>承 継 届 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 市 長殿</p> <p>届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設</p>	<p>市 長殿</p> <p>届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（<u>第17条の12第2項及び第18条の13第2項</u>）において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>様式第6</p> <p>承 継 届 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>都道府県知事 市 長殿</p> <p>届出者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては その代表者の氏名 印</p> <p>ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設</p>
--	--

設、特定粉じん発生施設) に係る届出者の地位を継承したので、
大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の13第2項及び第18条の13第
2項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届
け出ます。

(略)

設、特定粉じん発生施設) に係る届出者の地位を継承したので、
大気汚染防止法第12条第3項 (第17条の12第2項及び第18条の13第
2項において準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり届
け出ます。

(略)